

議員研修会の報告

『インターネットにおける誹謗中傷について』

巨理名取地区市町議会連絡協議会（2市2町）の議員研修会が7月10日、岩沼市のモンタナリゾートで開催されました。仙台に拠点を置く弁護士お二人に講演していただきました。

誹謗中傷を受けた事例に基づく対応

講演では、実際に自分が誹謗中傷を受けた場合に、どのように対処すればよいかについて具体的な解説があり、また、インターネットでの発言が原因となつて争われた裁判事例が紹介されました。さらに、ネットを活用した選挙運動に関する注意事項についても話がありました。

自分がインターネットで誹謗中傷を受けた発言の削除を求める場合、まずは書き込んだ本人に求め、それでも削除されないときは、ホームページの作成者や掲示板の管理者に対して求めることができるそうです。さらに、その発言が名誉

を活用した配信が可能となったことについても知識を確認しました。

最近では、インターネットによる情報発信は、当たり前のこととなり、生活の一部になったと言えます。とても便利で有効な手段ですが、使い方を間違えると、名誉毀損罪や侮辱罪に該当することを今回の研修で認識を共有しました。

これまでは訴訟にまで発展する件数は少なかったものの、今後はさまざまな事例が発生すると予想され、ある意味で「インターネットは怖い」と講師も受け止めていました。

また、インターネット上では情報が瞬時に広がり、書いた言葉が取り消せない、という特徴があることを肝に銘じる必要があるとのことでした。例えば、ブログに書き、ツイッターにぶやき、フェイスブックに投稿したことは、「2ちゃんねる」などの話題とされ、「おまとめアンテナサイト」、「大きなニュースサイト（YAHOOーなど）」、「新聞・テレビ」などの順で一気に広がるそうです。

ネットでの選挙活動

ネット選挙の話題では、これまで選挙期間中は禁止されていたインターネットの更新や動画共有サービス

議員活動や選挙運動でも、ブログ、ツイッター、フェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーク）キング・サービス）の活用が広がり、注目されています。また、政治への関心が低いといわれる若い世代の有権者にアプローチする手段としても、今後さらにSNSの必要性が高まるものと予想されています。そのような状況の下、議員がインターネットを利用して情報を発信する場合は、「話す言葉」と「書く言葉」の違いや、その特性をしっかりと認識するとともに、インターネット上の発言は、意見・論評の域を逸脱しないよう十分に自覚する必要があります。

また、インターネット上では情報が瞬時に広がり、書いた言葉が取り消せない、という特徴があることを肝に銘じる必要があるとのことでした。例えば、ブログに書き、ツイッターにぶやき、フェイスブックに投稿したことは、「2ちゃんねる」などの話題とされ、「おまとめアンテナサイト」、「大きなニュースサイト（YAHOOーなど）」、「新聞・テレビ」などの順で一気に広がるそうです。

また、インターネット上では情報が瞬時に広がり、書いた言葉が取り消せない、という特徴があることを肝に銘じる必要があるとのことでした。例えば、ブログに書き、ツイッターにぶやき、フェイスブックに投稿したことは、「2ちゃんねる」などの話題とされ、「おまとめアンテナサイト」、「大きなニュースサイト（YAHOOーなど）」、「新聞・テレビ」などの順で一気に広がるそうです。



議員研修会の様子

編集後記

議会開期中の9月11日午前3時20分、宮城県内に大雨特別警報が発表された。北長谷・小川地区に避難勧告が出され、4世帯が西公民館に避難した。当日、決算審査の部会が予定されていたが、部会を中止し、災害の把握に努めた。

茨城県や仙北の大崎市などで甚大な災害となったが、岩沼市では幸いに大きな被害はなかった。

今後も、大雨が降る危険性が増している。さまざまな災害に対して、危険を感じた場合、各自が身の安全を考え、素早い避難が求められる。

議会報編集特別委員会

- 委員長 渡辺ふさ子
- 副委員長 布田 恵美
- 委員 大友 克寿
- 長田 忠広
- 酒井 信幸
- 佐藤 一郎
- 佐藤 淳一
- 森 繁男

※酒井委員は会派の異動により、今号から委員に就任していません。